

**注意!**

# 廃棄物処理!

## 廃棄物管理や環境コンサルティングを 名乗るブローカーにご注意ください



知ってほしい  
あれやこれ

**廃棄物の処理業許可を持たない業者** (いわゆる無許可業者) **による  
トラブルが多発しています**

厳しい欠格要件がある許可業者とは違い、「廃棄物管理」や「環境コンサルタント」には許認可制度がないため、どんな人間でもビジネスへの参加が可能となっています。そのため、中には法的リスクの高い管理会社が存在し、「廃棄物の処理コストを削減し適正化します!!」などの甘い言葉でお客さまに近づき、著しく安い価格で廃棄物処理を請け負い、不適正処理 (産業廃棄物を一般廃棄物として処理する等) をおこなう事例も発生しております。

### ■ 非常な低料金の委託先を求めた結果

- ・ 不適正処理を行う廃棄物処理業者に委託してしまっている
- ・ 不適正な処理を指示 (黙認) 等



**お客さま (排出事業者) も 廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があります**

社名等公表されコンプライアンスを果たしていない事業者として **社会的な評価を落としかねません**

たとえば

**事務代行等の委託先が法的リスクの高い会社の場合**

ご契約内容に沿ったごみ処理費が適正に回収業者へ支払われていないことがあります

### 法的リスク回避 チェック!

「いいえ」がひとつでも  
ある方は、不適正処理の  
リスクが高い状況です。※1

- ごみを回収する許可業者は自ら決定しましたか? (はい・いいえ)
- 回収業者の一般廃棄物の許可証<sup>※2</sup>を確認しましたか? (はい・いいえ)
- 回収業者と直接契約を交わしましたか? (はい・いいえ)
- 委託料金を自ら確認しましたか? (はい・いいえ)
- どのように処理されているかご存知ですか? (はい・いいえ)

※1 上記チェックは、あくまでも目安です。

※2 市町村による一般廃棄物の許可証を持っている許可業者でなければ、その市町村内での普通ごみ回収、工場への搬入はできません。

上記に関する  
お問い合わせは  
こちらまで

許可業者なら  
安全♪安心☆



大阪市の一般廃棄物のごみ処理手数料は市条例で定められておりますが、処理や料金、契約の不明点等は、契約している許可業者、または「いっばいきょう」へお問い合わせください。



いっばいきょうキャラクター  
ぎれーたん

**大阪市許可**発行: 一般社団法人 大阪市一般**廃棄物適正処理協会**☎ **06-6648-5311**

【通称 いっばいきょう】

HPはこちら→



「いっばいきょう」は 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成する団体です

## 1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第3条において、**事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない**、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、**その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない**。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず**他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならない**など、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

## 2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、**地方公共団体**（一般廃棄物にあっては市町村、産業廃棄物にあっては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない**第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為**（以下「**第三者によるあっせん等**」という。）を行う事例**が見受けられる**。

一般廃棄物については、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあっせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、**排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべき**ものであり、また、処理業者との間の**委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するもの**である。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、**これらの決定を第三者に委ねるべきではない**。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、**自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる**。



「排出事業者責任の徹底について」

←環境省ホームページ

一廃協（いっばいきょう）ホームページ→

